

# 釜石市重層的支援体制整備事業 実施計画

【 計画期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日 】

## 気づいてつなぐ **心がけ**

市民みんなでつながり支援 



令和6年3月

釜石市

# 目 次

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| I. 重層的支援体制整備事業の概要              |        |
| (1) 背景と目的                      | ・・・2P  |
| (2) 重層的支援体制整備事業の枠組み            | ・・・2P  |
| II. 計画の位置づけ                    |        |
| (1) 各計画との関係性                   | ・・・3P  |
| (2) 計画期間                       | ・・・4P  |
| III. 釜石市の相談支援体制の現状             |        |
| (1) 釜石市地域生活応援システム              | ・・・4P  |
| (2) 福祉の総合相談フロア（市保健福祉センター2F）    | ・・・4P  |
| (3) 地域包括ケアの実働拠点としての生活応援センターの機能 | ・・・5P  |
| IV. 重層事業実施に向けて                 |        |
| (1) 断らない相談支援体制の充実              | ・・・6P  |
| (2) 会議の設置                      | ・・・7P  |
| ・ 支援会議   ・ 重層的支援会議             |        |
| V. 釜石市重層的支援体制整備事業の内容及び実施体制     |        |
| (1) 包括的相談支援事業                  | ・・・8P  |
| (2) 地域づくり事業                    | ・・・11P |
| (3) 多機関協働事業及び支援プランの作成          | ・・・13P |
| (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業         | ・・・14P |
| (5) 参加支援事業                     | ・・・15P |

※本文中、以下の用語は、必要に応じて略称を使用しています。

| 用 語           | 略 称  |
|---------------|------|
| 重層的支援体制整備事業   | 重層事業 |
| （区分・分野）高齢者・介護 | 高齢   |
| （ 〃 ）子ども・子育て  | 子ども  |
| （ 〃 ）生活困窮     | 困窮   |

## I. 重層的支援体制整備事業の概要

### (1) 背景と目的

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、及び生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、それらへの支援のニーズに対して、分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となってきました。

このような状況を踏まえて、国は、令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）」が令和3年4月1日から制度化されました。

一方、当市では平成26年度に地域包括ケア推進本部を設置し、全世代の市民を対象として、住み慣れた地域で、安心して、できる限り暮らし続けることができるよう、地域の様々なサービスが包括的・一体的に提供されるまちづくりを目指した「釜石版地域包括ケアシステム」の構築を推進し、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

また、令和3年3月には「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本理念とする「第1期釜石市地域福祉計画」を策定し、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現を目指して取り組んでおります。

当市では、これまでの体制や取組を体系的に整理し、さらに効果的な取組とするために、実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### (2) 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ.相談支援 Ⅱ.参加支援 Ⅲ.地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「Ⅰ.相談支援」に新たな機能として④アウトリーチ等を通じた継続的支援⑤多機関協働による支援を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施することを目指しています。

そのため、従来、分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る国の補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（社会福祉法第106条の8、第106条の9）として交付され実施することも可能となりました。（国の補助制度における縦割りの改善）

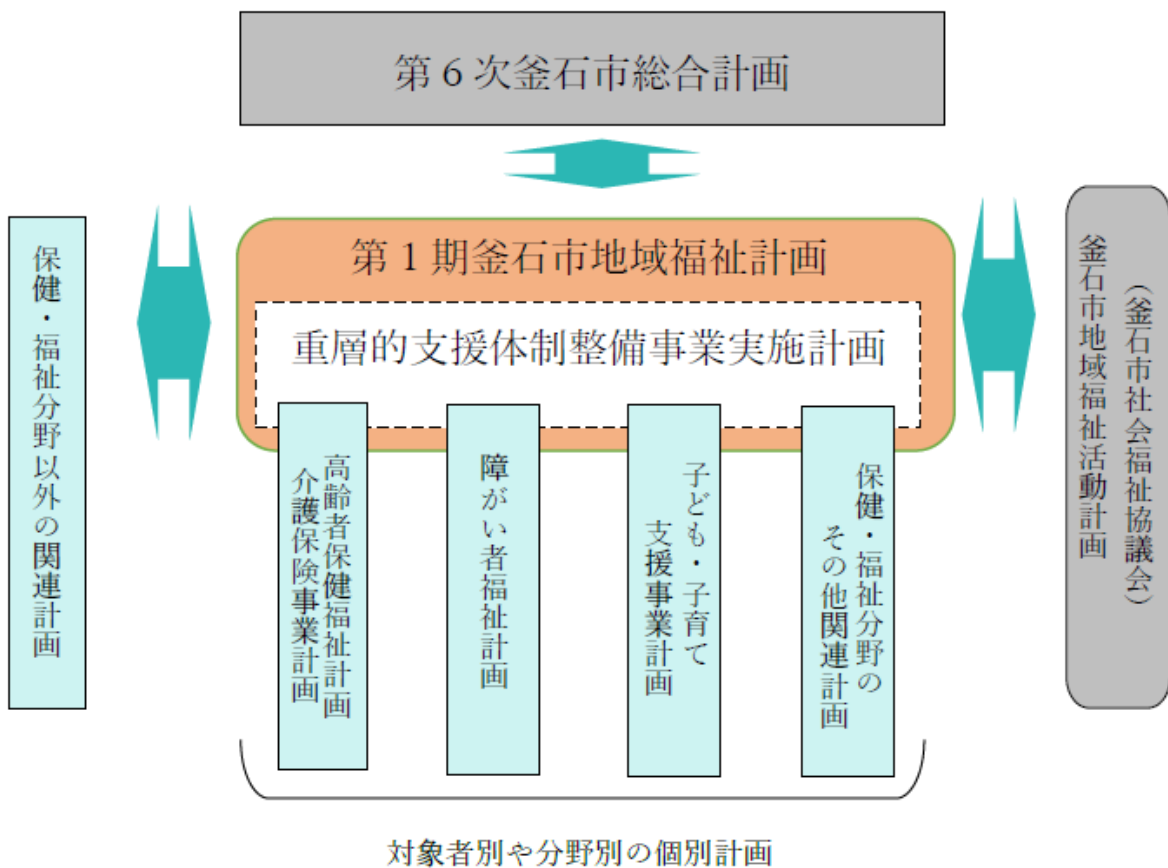
|   |                                 |  |
|---|---------------------------------|--|
| <b>= Ⅰ.相談支援 =</b><br>①(既存)包括的な相談支援事業<br>④(新)アウトリーチ等を通じた<br>継続的支援事業<br>⑤(新)多機関協働事業 | <b>= Ⅱ.参加支援 =</b><br>②(新)参加支援事業 | <b>= Ⅲ.地域づくりに向けた支援 =</b><br>③(既存)地域づくり事業 |
|---|---------------------------------|--|

## II. 計画の位置づけ

### (1) 各計画との関係性

本実施計画は、重層事業の実施にあたり、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本実施計画は、市地域福祉計画及び対象者別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図ります。



## (2) 計画の期間

本計画は、計画期間を令和6年4月から令和8年3月まで（2年間）とします。

また、本計画は、釜石市地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、地域福祉計画と一体として策定することで、当市の福祉行政全体における重層事業の位置づけが明確となることから、地域福祉計画の見直しの時期に合わせ、令和8年度から「釜石市地域福祉計画」に包含することとします。

|                         | 令和4<br>(2022)年度 | 令和5<br>(2023)年度 | 令和6<br>(2024)年度 | 令和7<br>(2025)年度 | 令和8<br>(2026)年度 | 令和9<br>(2027)年度 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域福祉計画                  | 第1期             |                 |                 |                 | 第2期             |                 |
| 重層的支援体制<br>整備事業実施計<br>画 |                 |                 | 第1次             |                 | ↑               |                 |

## III. 釜石市の相談支援体制の現状

### (1) 釜石市地域生活応援システム

～地域コミュニティによる健康安心づくり～

平成19年4月の旧釜石市民病院と県立釜石病院の統廃合をめぐる様々な取組や保健福祉の充実に向けた検討の結果、釜石市地域生活応援システム基本計画(平成19年2月)が策定されました。

当該計画において、「地域で支え合い、生きがいを持って、安心して健康に暮らしつづけるため」には、保健・医療・福祉・生涯学習の連携の強化による健康づくりや、地域住民との協働による地域づくりの体制と、保健・医療・福祉サービスを総合的に調整する機能が必要とされたことから、市民病院施設の再生による市保健福祉センターの開設に加え、出張所や公民館の単位ごとに、市内6カ所(現在は8カ所)に生活応援センターが設置されました。

これが、当市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の第一歩となります。

### (2) 福祉の総合相談フロア（保健福祉センター2F）

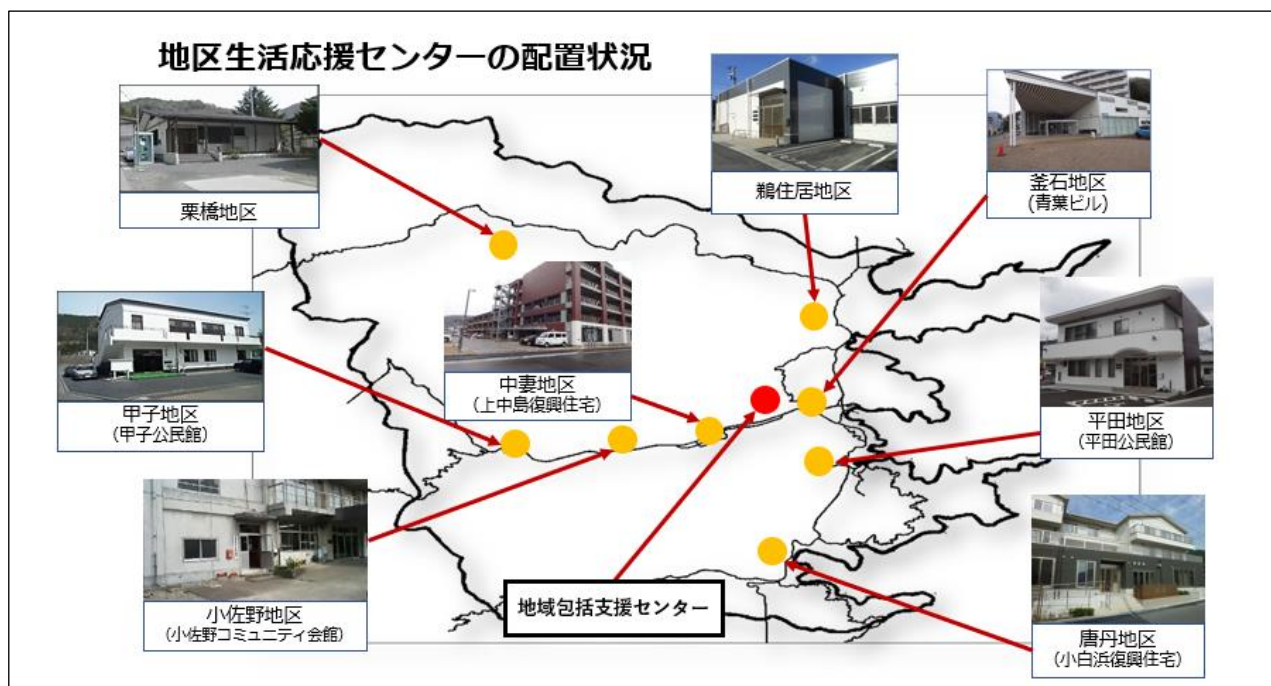
現在、市保健福祉センターの2階には、市の部局として子ども、高齢者、障がい、困窮などの相談カウンターが通路を挟んで配置されているほか、社会福祉協議会に委託する成年後見センターやくらし・しごと相談所が配置され、相談に来た市民が、どの分野の窓口相談してよいかわからない場合でも、職員が相互に適切な部署に案内するなど補完しあう体制となっています。

### (3) 地域包括ケアの実働拠点としての生活応援センターの機能

「地域コミュニティによる健康安心づくり」を実践するために、かつての出張所や公民館を単位として設置された生活応援センターは、一般事務職員に加えて保健師が配置され、保健・医療・福祉のワンストップ相談窓口としての役割を担っています。

また、住民との協働による地域課題解決のために、住民主体の地域会議や、生活支援コーディネーター(生活支援体制整備事業)との連携による地区センター会議、公民館事業等により、住民と課題を共有し解決するための取組を検討・実践しています。

生活応援センターは、地域包括支援センターのサブセンターであり、地域包括ケアの実働拠点として機能しています。



#### IV. 重層事業実施に向けて

##### (1) 断らない相談支援体制の充実

現在、ワンストップ相談窓口機能を持つ生活応援センターや、保健福祉センター2Fの総合相談フロアでは、市民がどの部署に相談してよいかわからない場合でも、職員が相互に適切な部署に案内するなど補完しあう体制となっています。しかしながら、この状況は、個人の裁量・力量に委ねられているのが現状です。

「断らない相談支援体制」を将来にわたり継続し、充実させるためには、下記の事項が重要であり、重層事業の実施を通じて、職員一人ひとりの意識変換と支援力の向上に努める必要があります。

##### 「断らない相談支援体制」を充実させるために

- 一部の専門職だけでなく、職員一人ひとりの共感と主体性が重要
- 市民は、市に相談しているという包括的な視点で対応することが重要
- 全ての職員が本業に支障がない範囲で、制度の狭間に支援の手を差し伸べる意識が必要
- 相談支援拠点（保健福祉センター各部局、各地区生活応援センター等）ほか全ての部局で受け止め（総合相談）、複合的な課題を抱えるケース対応にチーム支援（分野を超えて相談し合える庁内の関係性をつくる）体制を構築することが重要
- 各分野のレベルアップ ⇔ 分野間連携のレベルアップの繰り返しが必要
- 最後は職員の意識次第であり、職種を問わず職員の意識を変えることが重要

## (2) 会議の設置

重層事業を円滑に実施するため、事業全体の調整やチーム支援体制の構築のため、以下の2つの会議（支援会議、重層的支援会議）を設置します。

### ◎支援会議

社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議であり、会議の構成員には守秘義務が課されます。

会議は、包括的相談支援機関（各所管部署）が、複雑化・複合化した課題を抱えるケースが早期かつ予防的な介入が必要とされる際に、必要に応じた支援関係機関等を招集して開催します。

#### 《支援会議に期待される効果》

- 支援につながっていない潜在的な相談者の早期発見
- 各支援関係機関の情報共有
- それぞれの役割分担について共通の理解を持つ
- 役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなる。
- 支援関係機関等が役割分担によりケースに早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

### ◎重層的支援会議

会議は、多機関協働事業実施機関（所管：地域福祉課）が主催します。

検討事項は以下のとおりとしますが、毎回の会議でこれら全ての役割を担う必要はありません。

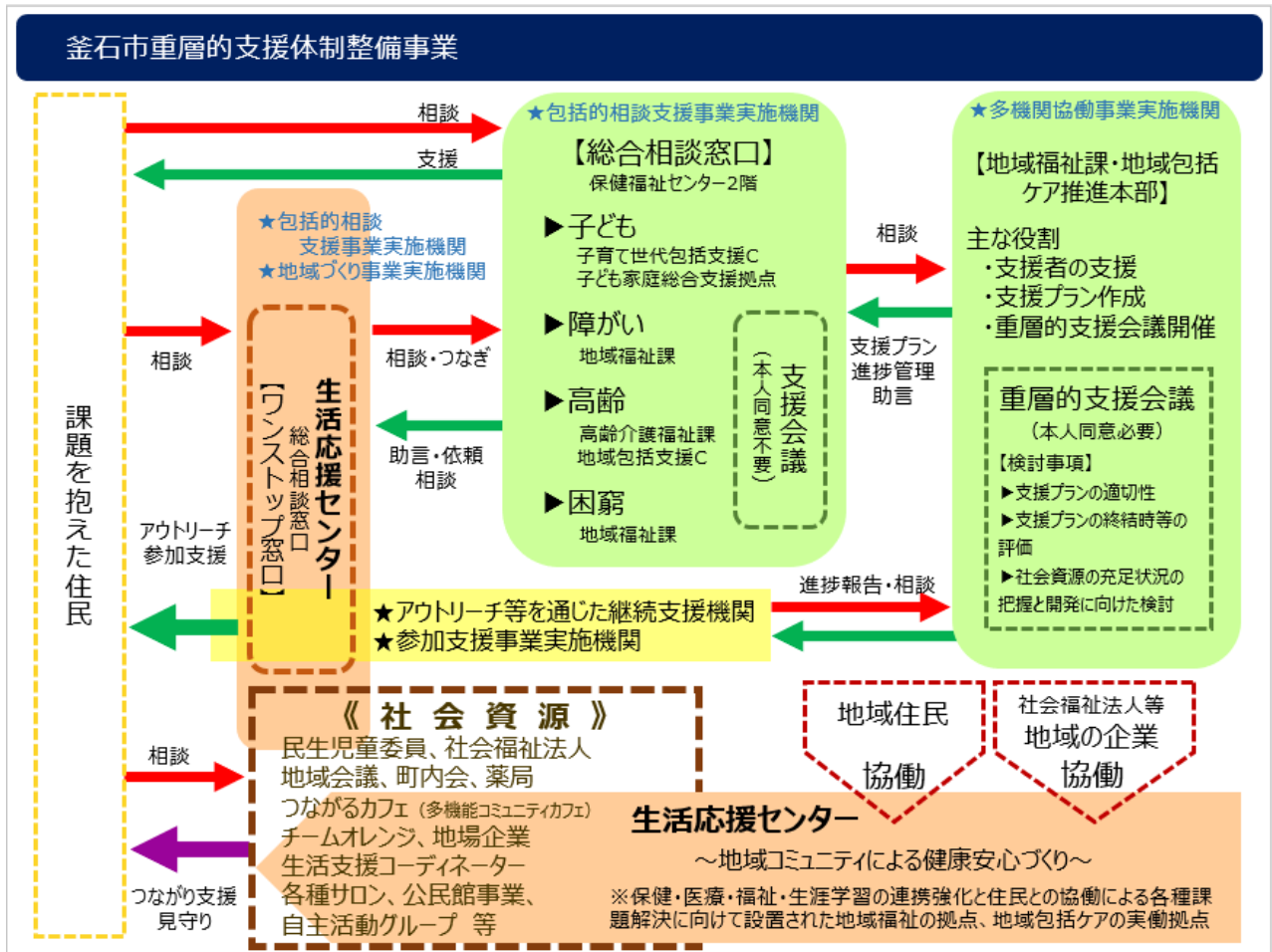
- 支援プランの適切性
- 支援プランの終結時等の評価
- 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

※「支援会議」は本人同意が不要なのに対して、「重層的支援会議」は、本人同意が必要です。

また、支援会議の構成員が正当な理由なく外部に個人情報等を漏洩させるなど守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されます。（社会福祉法第130条の6第2号）



V. 釜石市重層的支援体制整備事業の内容及び実施体制



(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

実施内容：

高齢・障がい・子ども・困窮の各相談支援拠点や市内 8 カ所にある生活応援センターが、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止めます。相談後は、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、単独の包括的相談支援機関(所管部署・事業者)では解決が難しい複合化・複雑化した支援ニーズに対しては、包括的相談支援機関(所管部署・事業者)に限定せず、必要に応じて支援会議を開催するなどして適切な支援関係機関と相互に連携・協働しながら支援します。さらに、必要がある場合には多機関協働事業実施機関につなぎ、重層的支援会議の活用等により分担された役割を担います。

実施体制：直営及び一部委託

既存の相談支援拠点は変更せず、各支援機関同士の連携の拡充を図ります。

《相談支援拠点》

◎釜石市保健福祉センター2F 住所：釜石市大渡町 3-15-26

| 主な対象区分  | 所管部署・事業者   | 根拠法令・対象事業名  |
|---------|--|---|
| 高齢者・介護  | 高齢介護福祉課<br>直営：地域包括支援センター                         | 【介護保険法】地域支援事業<br>(地域包括支援センターの運営)<br>・総合相談支援業務<br>・介護予防支援事業<br>・権利擁護業務<br>・包括的・継続的ケアマネジメント業務 |
| 障がい     | 地域福祉課  | 【障害者総合支援法】<br>・相談支援事業   |
| 子ども・子育て | 子ども課・健康推進課<br>直営：子育て世代包括支援センター<br>直営：子ども家庭総合支援拠点 | 【子ども・子育て支援法】<br>利用者支援事業   |
| 生活困窮    | 地域福祉課  | 【生活保護法】   |
| 〃       | くらし・しごと相談所<br>委託：市社会福祉協議会                        | 【生活困窮者自立支援法】<br>・自立相談支援事業   |

◎各地区生活応援センター（ワンストップ相談支援窓口・地域包括支援センターのサブセンター）

| 主な対象区分          | 地区名          | 住所                    |
|-----------------|--------------|-----------------------|
| 区分を問わない<br>地域住民 | 釜石地区生活応援センター | 釜石市大町 3 丁目 8 番 3 号    |
|                 | 平田地区 〃       | 釜石市平田町 3 丁目 1000 番地   |
|                 | 中妻地区 〃       | 釜石市上中島町 2 丁目 6 番 36 号 |
|                 | 小佐野地区 〃      | 釜石市小佐野町 3 丁目 4 番 25 号 |
|                 | 甲子地区 〃       | 釜石市甲子町第 10 地割 255 番地  |
|                 | 鶴住居地区 〃      | 釜石市鶴住居町 2 丁目 901 番地   |
|                 | 栗橋地区 〃       | 釜石市橋野町第 34 地割 16 番地 2 |
|                 | 唐丹地区 〃       | 釜石市唐丹町字小白浜 50 番地      |

◎在宅介護支援センター

| 主な対象区分 | 事業者（住所）                                | 根拠法令・対象事業名  |
|--------|--|---|
| 高齢者・介護 | 仙人の里在宅介護支援センター<br>釜石市甲子町 7-144-4       | 【介護保険法】<br>地域支援事業<br>(地域包括支援センター<br>ーブランチ業務)<br><br>・総合相談窓口業務 |
|        | はまゆり在宅介護支援センター<br>釜石市小佐野町 3-9-1        |   |
|        | ニチイケアセンター釜石在宅介護支援センター<br>釜石市中妻町 1-12-2 |   |
|        | 鶴住居地区在宅介護支援センター<br>釜石市鶴住居町 2-20-1      |   |
|        | あいぜんの里在宅介護支援センター<br>釜石市大字平田 2-51-7     |   |
|        | 唐丹地区在宅介護支援センター<br>釜石市唐丹町字小白浜 50        |   |
|        | 東釜石地区在宅介護支援センター<br>釜石市大渡町 3-15-26      |   |

◎見守り傾聴センター 住所：釜石市大町 1-4-7

| 主な対象区分 | 事業者                         | 根拠法令・対象事業名                 |
|--------|-----------------------------|----------------------------|
| 高齢者・介護 | 見守り傾聴センター<br>委託：SOMPO ケア(株) | 【介護保険法】地域支援事業<br>・総合相談支援業務 |

◎基幹相談支援センター (設置検討中)

| 主な対象区分 | 事業者 | 根拠法令・対象事業名                          |
|--------|-----|-------------------------------------|
| 障がい    | 未定  | 【障害者総合支援法】<br>・地域生活支援事業<br>(相談支援事業) |

## (2)地域づくり事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

### 実施概要：

地域の資源（個別の活動・人）を幅広く把握し、以下の取組を通じて、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティネットの充実を図るなど、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備
- 交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート
- 地域のプラットフォームの構築・活動支援を通じた地域における活動の活性化 等

### 実施体制：直営及び一部委託

生活応援センターを各地区の活動拠点とするほか、以下の(ア)～(カ)の事業を実施します。

なお、(ア)～(カ)の事業所管部署等が利用者からの生活課題を受け止めた場合には、重層事業の趣旨を踏まえ、主な対象区分に拘ることなく適切な支援関係機関につなぐ等の必要な支援を行います。

#### (ア)生活応援センター所管事業

【主な対象区分】属性を問わない地域住民

【実施方式/所管部署】直営 / まちづくり課各地区生活応援センター

【実施内容】

地域福祉の活動拠点、地域包括ケアの実働拠点として、保健、医療、福祉、生涯学習の連携の強化と、住民・地域・福祉関係者・行政(及び社協)との役割分担と協働により、地域コミュニティによる健康安心づくりを推進します。

#### (イ)地域介護予防活動支援事業

【主な対象区分】高齢者・介護

【実施方式/所管部署】直営 / 高齢介護福祉課地域包括支援センター

【実施内容】

介護予防に資すると判断される住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

- ・地域住民グループ支援事業（地域活動団体への委託事業）  
介護予防活動に資する活動を行おうとする地域住民団体に対して活動費を助成
- ・介護予防に資する取組の参加やボランティア活動へのインセンティブの付与

#### (ウ)生活支援体制整備事業

【主な対象区分】高齢者・介護

【実施方式/所管部署等】直営及び一部委託 / 高齢介護福祉課、市社会福祉協議会

【実施内容】

生活応援センターを活動の拠点として相互に連携し、地域資源の把握と地域課題の共有により新しい福祉ネットワークを構築するほか、地域の実情を踏まえてニーズを掘り起こし、適切

な関係機関等につなぎます。

また、地域会議や地区センター会議等を活用して新たなサービスを検討し、住民主体の支え合いの取組を支援します。

(エ) 地域活動支援センター事業

【主な対象区分】 障がい

【実施方式/所管部署】 委託 / 地域福祉課

【実施内容】

Ⅱ型：障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域において雇用、就労が困難な障がい者に対し機能訓練や社会適応訓練等を提供する事業を実施します。

| 分類 | 事業所名                   | 法人名                    | 住所               |
|----|------------------------|------------------------|------------------|
| Ⅱ型 | 地域活動支援センターふるはーと        | 社会福祉法人豊心会              | 釜石市野田町 3-4-24-1F |
|    | 地域活動支援センターまりん          | NPO 法人障がい者自立支援センターかまいし | 釜石市甲子町 10-599-1  |
|    | 地域活動支援センターまりん分室 ライトハウス | NPO 法人障がい者自立支援センターかまいし | 釜石市定内町 4-9-7     |
|    | 釜石市障害者福祉センター（仮称）       | 社会福祉法人翔友               | 釜石市上中島町 4-2-40   |

(オ) 地域子育て支援拠点事業

【主な対象区分】 子ども・子育て

【実施方式/所管部署】 委託 / 子ども課

【実施内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言等の援助を行います。

また、地域全体で子どもの育ちや親の育ちを支援するため、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携を構築します。

| 事業所名            | 法人名         | 住所                             |
|-----------------|-------------|--------------------------------|
| かっし子育て支援センター    | 学校法人釜石学園    | 釜石市甲子町 10-8-4<br>(正福寺幼稚園内)     |
| 中妻子供の家子育て支援センター | 社会福祉法人釜石愛育会 | 釜石市中妻町 1-13-22<br>(中妻子供の家保育園内) |

|                   |                            |                                      |
|-------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| かまいしこども園子育て支援センター | 社会福祉法人<br>愛泉会              | 釜石市天神町 5-13<br>(かまいしこども園内)           |
| 鶴住居保育園子育て支援センター   | 社会福祉法人<br>釜石愛育会            | 釜石市鶴住居町 3-10<br>(鶴住居保育園内)            |
| 平田子育て支援センター       | 特定非営利活動<br>法人母と子の虹<br>の架け橋 | 釜石市大字平田 2-25-142<br>(ニュータウン改良住宅 1 階) |

(カ)生活困窮支援等のための地域づくり事業

【主な対象区分】生活困窮

【実施方式】直営 / 地域福祉課

【実施内容】

地域に根差した集いの場や地域住民との連携体制など既存の社会資源を有効に活用し「生活困窮者等への支援」の制度や取組についての紹介や普及を行うことで地域の力の充実強化を図ります。また困窮した方を支援につなげる体制づくりの支援を併せて行います。

(3)多機関協働事業及び支援プランの作成 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号)

実施概要：

多機関協働事業実施機関（以下、「多機関協働機関」という。）は、支援プランの策定を通じて、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズを抱える事例の調整役を担い、役割分担や支援の方向性を定め、支援関係機関の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的支援体制の構築を推進します。

〈主な役割〉

- 支援者の支援
- 支援プランの作成
- 重層的支援会議開催

実施体制：直営（所管：地域福祉課、地域包括ケア推進本部事務局）

- ・多機関協働機関は、重層的支援会議の事務局を担います。
- ・各分野（高齢・障がい・子ども・困窮）の所管課に相談支援包括化推進員(兼務、係長以上)を置きます。

※各所管課において、相談支援包括化推進員だけが複雑化・複合化した事例の担当者となることは想定せず、係員への指示・助言を行う役割を担います。

- ・多機関協働機関は、支援関係機関から相談されたケースが、重層的支援会議を活用して支援すべき

か、または、既存の連携体制で対応可能かどうかについて相談支援包括化推進員等と協議して決定します。

- ・多機関協働機関は、重層的支援会議や支援プランの策定等を通じて、各支援関係機関の役割分担、連携調整、定期的な進捗確認を行います。

#### (4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

実施概要：

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも長期にわたり引きこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人を把握します。また、本人と直接関わり支援を届けるために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い信頼関係を構築します。

実施体制：直営及び一部委託

以下の(ア)～(ウ)の事業を実施します。

##### (ア)高齢者現況調査による保健師等の訪問活動

【主な対象区分】高齢者・介護

【実施方式/所管部署】直営 / 地域包括支援センター、生活応援センター

【実施内容】

高齢者現況調査を実施し、高齢者の困りごと、生活の状況、地域との交流の状況、緊急連絡先などを把握し、地域づくりや施策立案等の基礎資料とするほか、特に孤立リスクの高い独居高齢者については、保健師等の訪問活動（継続的支援）により必要な支援につなぎます。

##### (イ)独居高齢者等見守り・傾聴業務

【主な対象区分】高齢者・介護

【実施方式/所管部署】委託 / SOMPO ケア株式会社

【実施内容】

復興公営住宅が集中している東部地区の独居高齢者等を中心に、「総合相談」や「見守り訪問・アウトリーチ型の傾聴」を定期的に行い、独居高齢者等の生活を支援します。

##### (ウ) ひきこもり等要支援者継続支援業務

【主な対象区分】障がい（ひきこもり等長期的な関わりが必要な人）

【実施方式/所管部署】委託 / 選定中

【実施内容】

各地区生活応援センターや町内会などと連携し、複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、ひきこもりなど長期的な関わりが必要となる人に対し、信頼関係に基づくつながりを形成し必要な支援へつなぐ役割を担います。

(5)参加支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

実施概要：

利用区分に制限がある既存事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや課題を把握し、地域の社会資源や支援メニューの連携コーディネートを行うほか、既存の社会資源に働きかけるなどして社会資源の対応範囲の拡充を図り、ニーズに合った支援メニューを創出します。

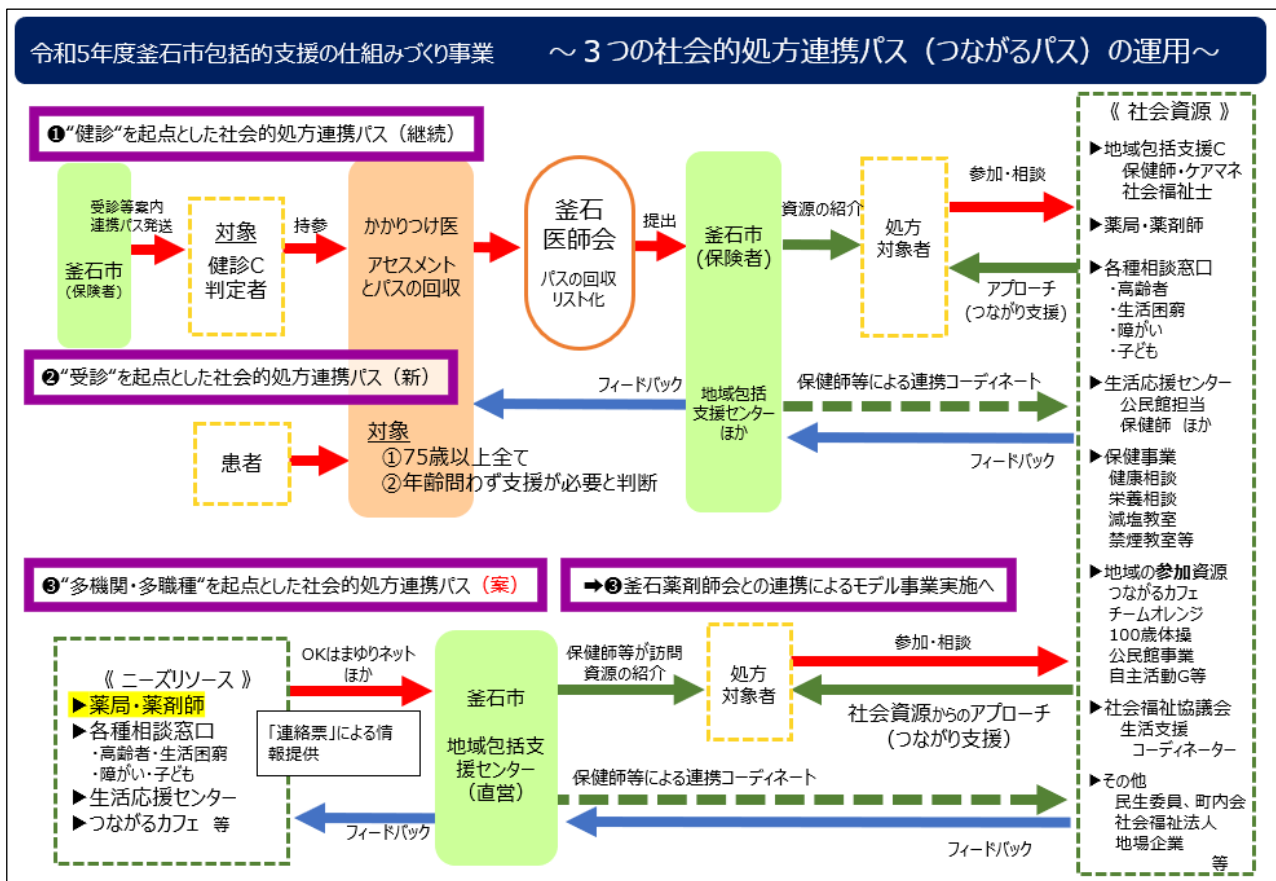
また、本人に対する定着支援を行うとともに、既存の制度を越えて協力する受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）に対しても並行して支援を行います。

実施体制：直営

（地域福祉課、地域包括支援センター、生活応援センター、地域包括ケア推進本部事務局 ほか）

釜石医師会との連携による健診や受診を起点とした社会的処方連携パスの運用や、釜石薬剤師会との連携による薬局を起点とした社会的処方連携パスを中心とした社会的処方の取組を推進します。

〈参考：社会的処方連携パス〉





令和7年度には、事業の一部を委託できるよう検討を進め、資源開発や業者選定を行います。

【主な対象区分】制度の狭間にいる人（ひきこもり等）

【実施方式/所管部署】一部委託を検討 / 地域福祉課

【実施内容（案）】

令和7年度の事業開始を目指して、本人に対する定着支援等、既存の制度を越えて協力する受け入れ先への支援の事業化を検討し、受け入れ先の掘り起こしや選定を行います。

その他、各相談支援拠点関係者がニーズにあった支援メニューを創出できるよう、以下の関連事業により参加支援事業の体制整備を行います。

#### 《体制整備関連事業》

##### ○「福祉のまちつながりサポーター」養成事業（高齢介護福祉課 ほか）

地域福祉の担い手のすそ野の拡大を図るため、一般市民を対象として地域の支え合いの担い手として「つなげる」意識の醸成を図ります。

##### ○つながる資源リストの作成と見える化

（生活応援センター、社会福祉協議会、地域包括ケア推進本部事務局、ほか）

- ・各地区生活応援センターは、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会）との協働により、つながる資源リストの更新を行います。
- ・各地区生活応援センターは、住民主体のプラットフォームの活用や生活支援コーディネーターと協働するなどして、既存の資源の共有と更新に向けた情報把握、資源創出を行います。
- ・つながる資源リストの作成要領は、地域包括ケア推進本部事務局が作成します。



市HP「つながる資源リストをご活用ください」  
QRコード

##### ○住民主体の地域づくりプラットフォームの取組の支援（生活応援センター、ほか）

生活応援センター職員はプラットフォームビルダーとして、多機能コミュニティカフェ「つながるカフェ」等の展開を推進します。

## 釜石市重層的支援体制整備事業実施計画

発行：釜石市

編集：釜石市保健福祉部地域福祉課  
釜石市地域包括ケア推進本部事務局

〒026-0025 岩手県釜石市大渡町 3-15-26

釜石市保健福祉センター2F

TEL：0193-22-0177（地域福祉課）

0193-22-0233（地域包括ケア推進本部事務局）